

第17 消防用水
機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す)
水 源	貯 水 槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。 ※(ア) 河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通じて常に規定水量が確保されていること。 (イ) 一般ポンプの増設等により水量が規定量確保できない場合があるので注意すること。 (ウ) 加圧送水装置を使用するものにあつては、遠隔起動装置の操作により、加圧送水装置を起動させて点検を行うこと。なお、この場合の点検要領は、屋内消火栓設備の点検要領に準じて行うこと。
	水 量	目視及び所定の操作により確認する。	規定量以上確保されていること。なお、有効水量は、地盤面からの深さが 4.5m以内の部分にあること。
	水 状	目視により確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。
	給 水 装 置	目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
吸 管 投 入 口 及 び 採 水 口	周 囲 の 状 況		目視及び関係図書により確認する。 ア 周囲に使用上及び消防自動車の接近の障害となるものがなく、消防ポンプ自動車 が2m以内に容易に接近できるように設けてあること。 イ 建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が100m以下の位置にあること。
	吸 管 投 入 口		目視により確認する。 ア 変形、損傷等がなく、蓋又は扉等の開閉が確実にできること。 イ 吸管の投入に支障のない大きさを有していること。
	採 水 口	本 体	吸管の着脱及び目視により確認する。 ア 変形、損傷、漏水、つまり、パッキンの老化等がないこと。 イ 吸管等の着脱が容易にできること。
		開 閉 弁	目視及び手で操作することにより確認する 変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。
	標 識		目視により確認する。 吸管投入口又は採水口である旨の表示に損傷、脱落、汚損等がないこと。